

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案の概要

現状と課題

○ 制度の概要

- ・ 水産加工業者等による製造・加工施設の整備等に対し、(株)日本政策金融公庫が貸付業務の特例として長期・低利の資金を貸付けできることを措置。
- ・ 現行法の有効期限は、「平成30年3月31日」(限時法)。
- ・ 水産加工業者又はこれらの者の組織する法人が行う、水産加工品の製造・加工のための施設の整備等を支援。

※ 貸付対象施設等(政令で規定)

- ① 食用水産加工品の製造・加工に係る業務の共同化や合併、原材料・製品の転換等
- ② 食用水産加工品の製造・加工に係る新製品・新技術の研究開発又は利用
- ③ 未・低利用水産動植物を原料とする食用水産加工品の製造・加工
- ④ 特定の部位を原料とする非食用水産加工品(飼料用の魚粉等)の製造・加工

○ 融資実績(前回の法改正以降)

| 年度 | H25 | H26 | H27 | H28 | 合計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 金額(億円) | 51 | 84 | 80 | 69 | 284 |
| 件数(件) | 45 | 56 | 56 | 46 | 203 |

※ 平成25年度から平成28年度までの震災関連の融資実績は、284億円のうち139億円、203件のうち104件。

○ 改正の理由

水産加工業者による、水産資源の変動や漁獲量の減少に対応した原材料の確保や新製品の開発、輸出の拡大等の取組を後押しするため、日本政策金融公庫が引き続き水産加工施設の改良等に必要な長期・低利資金の貸付を行う必要がある。(被災地の加工業者も積極的に活用しており、失効した場合、復興への影響等も懸念。)

法案の概要

○ 本資金の貸付けを継続するため、法律の有効期限を5年間(平成35年3月31日まで)延長。

- ・ 法律の失効を避けるためには、年度内に成立が必要(日切れ法案)。
- ・ 仮に期限までに成立しなかった場合、現行法は失効。その場合、現行法の「改正」は不可能となるため、改めて新法として法案を提出する等の対応を要することとなり、相当の期間、水産加工業者等への貸付けがストップする。